



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第6430018号
(REGISTRATION NUMBER)

商標
(THE MARK)

 Beauty Park

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第 9 類 アプリケーションソフトウェア，電子応用機械器具及びその部品，電子計算機用プログラム，電気通信機械
その他別紙記載

商標権者
(OWNER OF
THE TRADEMARK RIGHT)

東京都豊島区西池袋二丁目41番8号

株式会社オーエス

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

商願2019-169070

出願日
(FILING DATE)

令和 1年12月27日 (December 27, 2019)

登録日
(REGISTRATION DATE)

令和 3年 8月17日 (August 17, 2021)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 3年 8月17日 (August 17, 2021)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

森



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 1)

登録第6430018号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2019-169070 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

(第 9 類) 器具, 電子出版物

第35類

広告業, オンラインによる広告, トレーディングスタンプの発行, 経営の診断又は経営に関する助言, 市場調査又は分析, 広告用具の貸与, 商品の売買契約の代理・媒介・仲介・取次ぎ・代行, 商品の販売に関する情報の提供, 商品及び役務の販売促進・提供促進のための企画及びその実行の代理, 商品の選択及び購入する品物の選択に関する消費者への情報の提供及び助言, 消費者のための商品購入に関する助言と情報の提供, 消費者のための役務選択に関する助言と情報の提供, 化粧品・歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, ヘアケア用化粧品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, サプリメントの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 化粧用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 家庭用美容機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 業務用美容機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 口臭用消臭剤の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, つけまつ毛用接着剤の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 香料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 薫料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, つけづめ・つけまつ毛の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, カラーコンタクトレンズの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, ネイルアート用ステッカーの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, ネイルケア用化粧品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 携帯用ネイルケアセット入れの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, ネイルブラシの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 人工爪を硬化させるための家庭用・業務用LED照射装置

商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 2)

登録第6430018号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2019-169070 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

(第35類) の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する
便益の提供

第42類 電子計算機用プログラムの設計・作成又は保守，電子
計算機用プログラムの設計・作成又は保守に関するコ
ンサルティング，電子計算機用プログラムの提供，電
子計算機用プログラムの提供に関する情報の提供，オ
ンラインによるアプリケーションソフトウェアの提供

第44類 美容，理容，美容院・エステサロンの紹介・取次ぎ，
髪型に関する情報の提供，マッサージ店の紹介・取次
ぎ，あん摩・マッサージ及び指圧，カイロプラクティ
ック，きゅう，柔道整復，はり，ダイエット及び健康
管理に関する情報の提供，栄養の指導，栄養に関する
情報の提供，入浴施設・岩盤浴施設の紹介・取次ぎ，
入浴施設の提供

[以下余白]

登録証送付先

住所

〒1000-0004

東京都千代田区大手町1丁目1番2号 大手

門タワー 西村あさひ法律事務所

氏名

岩瀬 ひとみ

様

商標権設定登録通知書

登録番号 第6430018号

登録日 令和 3年 8月17日

出願番号 商願2019-169070

出願日 令和 1年12月27日

商品及び役務の区分数 4

納付年分 第10年分まで

領収金額 112,800円

受領日 令和 3年 8月13日

存続期間更新登録の手続について

- ・商標権を更新する場合は、登録日から10年の満了日の前6ヶ月から満了日までの間に「商標権存続期間更新登録申請書」により手続きをしてください。

- ・上記期間内に手続きができなかったときは、満了日経過後6ヶ月以内であれば、「商標権存続期間更新登録申請書」に登録料の倍額を追納することにより、商標権の存続期間を更新することができません。

- ・追納できる期間内に申請しないときは、その商標権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

- ・「商標権存続期間更新登録申請書」の様式及び登録料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<https://www.jpo.go.jp/index.html>

存続期間更新登録期限日

10年目の満了日 (期限日)

令和13年(2031年) 8月17日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

重要

存続期間更新登録の手続に関しては、特許庁から手続についての通知は送付いたしませんので、存続期限の管理はご自身で願います。※

※登録料等の納付期限を忘れないために電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。

『特許(登録)料支払期限通知サービスについて』

https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

問い合わせ先 審査業務課登録室
電話 03(3581)1101 (代表)
商標担当 内線 2713